

## 藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市民会館等の再整備に伴い、藤沢市民会館等再整備基本構想を策定するため、藤沢市民会館等再整備基本構想策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、運営に関し必要な事項を定めるものである。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 藤沢市民会館等再整備基本構想の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項。

### (委員の構成)

第3条 委員会は、委員長及び委員16人以内をもって組織する。

### (委員長)

第4条 委員長は、学識経験者の内から、委員の互選により決定する。

2 委員長は、議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 利用者等関係団体の者
- (3) 公募市民
- (4) 市職員

### (任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命が行われた日の属する年度の末日までとする。

### (委員の代理)

第7条 第5条第2号及び第4号の各号の委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、委員を代理する者を出席させることができる。この

場合において、委員は、会議が開かれる前に委任状を委員長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき代理人が会議に出席する場合、代理人の行為を委員の行為とみなす。

#### (委員会)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長を含む過半数以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の時は、委員長がこれを決する。

4 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

5 委員長は、委員会が終了したときは、その結果及び経過を市長に報告するものとする。

#### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、生涯学習部文化芸術課において行う。

#### (報酬等)

第10条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和37年藤沢市条例第36号)の定めるところによる。

#### (守秘義務)

第11条 委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。